

仕 様 書

1 件名

6号館3階改修に伴う音響設備設置工事

2 工事内容

音響設備を追加設置する

3 契約書約款

山陽小野田市公共工事請負契約約款のとおりとする。

4 施工条件

工事の施工は、工事概要書及び施工条件書に基づいた仕様とする。

(1) 一般共通事項

- ① 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）に基づき施工する
- ② 施工時期、施工時間、施工方法、工事車両駐車場、資機材置き場等は本学と協議し、事前に承認を得る。
- ③ 工事安全計画書及び施工体系図は事前に本学に提出する。
- ④ 発生材の処理等はコブリスに登録し、その他関係法令に従い適切な産業廃棄物の処置を行う。
- ⑤ 機器材料等の選定は「工事概要書」によるほか、同等のものとする。
- ⑥ 溶剤は本学に置かず、持ち帰る。
- ⑦ 塗装面及びその周辺に損傷を与えないよう、周辺養生を適切に行う。
- ⑧ 材料搬入時、必要に応じて受け入れ検査を行い、記録に残す。
- ⑨ 段階毎の立会を本学検査員の元で行う。

6 留意事項

- ① 使用材料、作業週間工程表を本学に提出し、事前に承認を得る。
- ② 作業の始業時に入館証を1号館守衛室で受取、終業時に返却をする。また、終業時に本学の担当者に進捗状況及び次の日の工程を報告する。
- ③ 工事は平日のみとし、作業時間は8:30～17:00とする。やむ得ない場合は、本学と協議する。
- ④ 火気を使用する場合は事前に報告し、本学の許可を得る。
- ⑤ 本学施設の電源及び水道水を使用する場合は事前に本学の許可を得る。
- ⑥ 本工事中に、校舎や設備に損害を与えたり、汚したりしないよう細心の注意を

払うものとし、万一損害を与えた場合は受注者において、損害前の状態に復帰する。

- ⑦ 受注者は主任技術者が安全衛生協議会を設置し、協力業者が、安全衛生責任者、主任技術者、専門技術者、を置き工事の安全衛生管理を行う。
- ⑧ 主任技術者が管理施工する。
- ⑨ トイレは本学の指定のトイレを使用してよい。ただし、入館の際は靴を履き替える。
- ⑩ 仕様書に記載していない内容については、本学と協議する。

7 工事場所

山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号
山陽小野田市立山口東京理科大学

8 完成の時期

令和8年3月13日までとする。

9 検査受領

完成引き渡しの1週間前までに、工事完了検査を行う。

10 費用負担

- ① 工事・設備の設置（仮設等）に係る運搬費用や設置調整等の費用を含む。
- ② 資材の運搬、搬入、設置、接続、性能検査等に係る経費を含む。

11 保証期間

瑕疵保証期間は原則として工事完了引き渡し日より2年間とする。施工者（又は製造者）の責任に属する不良箇所が生じた場合は、本学担当者と連絡のうえ、無料で修理又は改修を行い、良品と取り替えるものとする。また、機器故障の際の一次対応は翌営業日以内とする。1年以内には是正できない場合は、1年間保証期間として延長する。

12 連絡先

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
事務局管財部施設管理課
山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号
TEL 0836-88-4501 FAX 0836-88-3510
E-mail kanzai@admin.socu.ac.jp